

【参考資料】

令和2年第5回奥州市議会臨時会  
条例議案 新旧対照表

議案第1号 奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則  <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。  <u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当の支給)</u></p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者その他規則で定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当を支給する。この場合において、別表の感染症防疫作業従事職員手当は、支給しない。</u></p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者その他規則で定める者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年2月20日から施行する。</p>